

第98号議案

宗像市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の規則案を次のとおり提出する。

平成27年9月29日

宗像市議会議長 吉田 益美 様

提出者	宗像市議会議員	石松	和敏
賛成者	宗像市議会議員	神谷	建一
賛成者	宗像市議会議員	植木	隆信
賛成者	宗像市議会議員	小島	輝枝
賛成者	宗像市議会議員	花田	鷹人
賛成者	宗像市議会議員	北崎	正則

提案理由

近年の男女共同参画の状況にかんがみ、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、宗像市議会会議規則中、会議への欠席に関する規定（第2条）の一部を改正するもの。

なお、委員会の欠席（同規則第91条）についても同様の改正を行うもの。

宗像市議会会議規則の一部を改正する規則

宗像市議会会議規則（平成26年宗像市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため欠席するときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第91条第1項中「、委員長」を「委員長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため欠席するときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宗像市議会会議規則(平成 26 年宗像市議会規則第 1 号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第 2 条 議員は、事故のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 議員は、出産のため欠席するときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第 91 条 委員は、事故のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに<u>委員長</u>に届け出なければならない。</p> <p><u>2 委員は、出産のため欠席するときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第 2 条 議員は、事故のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第 91 条 委員は、事故のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、<u>委員長</u>に届け出なければならない。</p>